

平成19年加美町議会第1回定例会会議録第3号

平成19年3月9日(金曜日)

出席議員(18名)

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
4番	一條光君	5番	吉岡博道君
6番	門脇幸悦君	7番	下山孝雄君
8番	沼田雄哉君	9番	工藤清悦君
10番	三浦英典君	11番	佐藤善一君
12番	近藤義次君	14番	福島久義君
15番	尾形勝君	16番	高橋源吉君
17番	一條寛君	18番	星義之佑君
19番	猪股信俊君	20番	米澤秋男君

欠席議員 なし

欠員(2名)

説明のため出席した者

町長	星明朗君
助役	清野健一君
収入役	堀川勇逸君
総務課長	今野正晴君
危機管理監兼室長	猪又健君
行政改革推進室長	吉田恵君
企画財政課長	早坂仁君
町民課長	猪股雄一君
税務課長兼 特別徴収対策室長	古内公雄君
農林課長	早坂宏也君

森林整備対策室長	大 類 恭 一 君
商工観光課長	伊 藤 東 君
やくらい高原温泉 保養センター所長	早 坂 忠 幸 君
建 設 課 長	佐々木 幸 輝 君
保健福祉課長	柳 川 文 俊 君
上下水道課長	高 橋 行 雄 君
会 計 課 長	佐 藤 勇 悦 君
小野田支所長	小 松 信 一 君
宮崎支所長	岩 淵 浩 弥 君
総務課長補佐	高 橋 ちえ子 君
教 育 長	伊 藤 善一郎 君
教育総務課長	三 嶋 秀二郎 君
社会教育課長	三 浦 庄一郎 君
文化振興課長	竹 中 直 昭 君
体育振興課長	三 浦 又 英 君
農業委員会会長	兔 原 伸 一 君
農業委員会事務局長	川 熊 忠 男 君
代表監査委員	引 地 田路子 君
監査委員書記	佐 藤 鉄 郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	澤 口 信 君
副参事兼議事調査係長	鈴 木 茂 君
主 事	伊 藤 一 衛 君
主 事	佐 藤 順 子 君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第44号 平成19年度加美町一般会計予算

- 第 3 議案第 4 5 号 平成 1 9 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 4 6 号 平成 1 9 年度加美町老人保健特別会計予算
- 第 5 議案第 4 7 号 平成 1 9 年度加美町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第 4 8 号 平成 1 9 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第 7 議案第 4 9 号 平成 1 9 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第 8 議案第 5 0 号 平成 1 9 年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第 9 議案第 5 1 号 平成 1 9 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第 1 0 議案第 5 2 号 平成 1 9 年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第 1 1 議案第 5 3 号 平成 1 9 年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第 1 2 議案第 5 4 号 平成 1 9 年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算
- 第 1 3 議案第 5 5 号 平成 1 9 年度加美町水道事業会計予算
- 第 1 4 議発第 2 号 加美町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議発第 3 号 加美町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 1 6 議発第 4 号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出について
- 第 1 7 議発第 5 号 日豪 E P A (経済連携協定) 交渉に関する意見書の提出について
- 第 1 8 所管事務調査の結果報告について
- 第 1 9 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 9 まで

午後2時00分 開議

議長（米澤秋男君） 皆さん、こんにちは。

本日は大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、8番沼田雄哉君、9番工藤清悦君を指名いたします。

日程第2 議案第44号 平成19年度加美町一般会計予算

日程第3 議案第45号 平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

日程第4 議案第46号 平成19年度加美町老人保健特別会計予算

日程第5 議案第47号 平成19年度加美町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第48号 平成19年度加美町介護サービス事業特別会計予算

日程第7 議案第49号 平成19年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

日程第8 議案第50号 平成19年度加美町霊園事業特別会計予算

日程第9 議案第51号 平成19年度加美町営駐車場事業特別会計予算

日程第10 議案第52号 平成19年度加美町下水道事業特別会計予算

日程第11 議案第53号 平成19年度加美町浄化槽事業特別会計予算

日程第12 議案第54号 平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算

日程第13 議案第55号 平成19年度加美町水道事業会計予算

議長（米澤秋男君）お諮りいたします。日程第2、議案第44号平成19年度加美町一般会計予算、日程第3、議案第45号平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第46号平成19年度加美町老人保健特別会計予算、日程第5、議案第47号平成19年度加美町介護保険特別会計予算、日程第6、議案第48号平成19年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第7、議案第49号平成19年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第8、議案第50号平成19年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第9、議案第51号平成19年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第10、議案第52号平成19年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第11、

議案第53号平成19年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第12、議案第54号平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、日程第13、議案第55号平成19年度加美町水道事業会計予算、以上12件はいずれも平成19年度当初予算であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思ます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第44号から日程第13、議案第55号までを一括議題とすることに決しました。

議案第44号から議案第55号までは、平成19年度予算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長福島久義君、御登壇願います。

〔予算審査特別委員長 福島久義君 登壇〕

予算審査特別委員長（福島久義君） 本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議案第44号平成19年度加美町一般会計予算について、原案のとおり可決でございます。

議案第45号平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり可決であります。

議案第46号平成16年度加美町老人保健特別会計予算について、原案のとおり可決であります。

議案第47号平成19年度加美町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決であります。

議案第48号平成19年度加美町介護サービス事業特別会計予算について、原案のとおり可決であります。

議案第49号平成19年度加美郡介護認定審査会特別会計予算について、原案のとおり可決であります。

議案第50号平成19年度加美町霊園事業特別会計予算について、原案のとおり可決であります。

議案第51号平成19年度加美町営駐車場事業特別会計予算について、原案のとおり可決であります。

議案第52号平成19年度加美町下水道事業特別会計予算について、原案のとおり可決であります。

議案第53号平成19年度加美町浄化槽事業特別会計予算について、原案のとおり可決であります。

議案第54号平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算について、原案のとおり可決

であります。

議案第55号平成19年度加美町水道事業会計予算について、原案のとおり可決であります。

以上のとおり御報告申し上げます。

済みません。申しわけございません。議案第46号平成19年度加美町老人保健特別会計予算について、原案のとおり可決でございます。

どうも済みませんでした。

以上のとおり御報告申し上げます。

議長（米澤秋男君） 予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算審査特別委員会において十分に尽くされたと思いますので、質疑を省略して、直ちに討論を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、質疑を省略して、直ちに討論を行うことに決しました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を許可します。反対討論ございませんか。（「なし」の声あり）

次に、原案の賛成者の討論を許可いたします。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 私は、平成19年度加美町一般会計予算並びに各種特別会計予算、水道事業会計の予算案に賛成意見を申し述べるものでございます。

合併して4年がたちました。全くあっという間の感じをいたす次第ではありますが、全く町長にとっては気の休まる時はなかったのではないかというような感じがいたすのであります。この議会の初日に、町長は今議会が最後の定例会になるという感慨深げにあいさつをいたしました。新年度の予算編成もこれが最後となるわけでございますけれども、これまでの4回の予算編成で実際のところ、町長は満足のいく予算編成はできたと感じていたでしょうか。私は、決して満足のいく予算編成ができたとは思わないのであります。もっと予算をつけたいと思っただろうし、着手したい事業もあったと思うのであります。

しかし、財政的に厳しい中での合併でありましたから、潤沢な予算があったわけでもなく、その中で工夫を凝らしながら何とか町民の福祉の向上を願い、やりくりをしながら後年度への負担を残さないように、そしてふやさないよう努力を重ねて予算をまとめてきたと思うのでございます。私は今議会で歴代の町長、いずれも厳しい財政の中で事業を行ってきたと申し上げてまいりましたが、その中でも特に星町長においては最も厳しい中でのまちづくりの

かじとりを行ってきたと思うのであり、そのことに対し、心より深く敬意を表するものでございます。

しかし、このような努力に対し、加美町では300億円の借金がある、第二の夕張になるということがちまたではうわさをされているのであります。厳しい中での合併であり、旧町時代から起債を起こして事業を進めてきたわけでありますから、それは合わせれば300億円になるのは間違いございません。しかし、ただ起債を起こして借金を重ねてきたのではなく、起債を起こすごとにその起債に交付税措置があるのか、何が有利な起債なのか、常に返済計画を立てて進めてまいったのであり、実際、この半分以上は交付税措置であり、実質負担額は半分以下の140億円なのでございます。

ただ、夕張市のように財政再建団体になるという話は、標準財政規模の20%以上の赤字が生じた場合になるわけでありますから、加美町の場合は標準財政規模が85億円から90億円になると思います。そうすると、その20%でありますから17億円から18億円以上の赤字になれば、これは赤字団体になることは間違いのないわけであります。しかし、17年度の決算を見ると、加美町の実質収支額は4億7,300万円の黒字となっているわけでありますから、今すぐにでも夕張のようになるということは絶対のないわけであります。

一方では事業を進めよう、一方では行政改革を進めるといふはざまの中で、苦渋の選択であったと思うのでございます。我々議員としても旧町時代から予算、決算と審議し、賛成をいたしてきたわけでありますから、第二の夕張などという話は否定しなければならないし、もちろんそれを説明する説明責任もあるわけです。もちろん、自主財源の小さい我が町にとっては、常に厳しい財政運営を強いられるわけでありますから、油断することなく、行財政改革を進め、長期的視野に立ったまちづくりが必要であり、星町長は合併後の融和に努め、財政計画や行政改革大綱をまとめ、今後の道筋を示しながら今日まで休むことなくまちづくりを進めてきたと思うのでございます。

このような中で、19年度の予算編成は町長が退陣することになりましたから、骨格予算ということになったと思うのでありますが、一般会計で121億500万円で、昨年度と比べて8億5,000万円の減となったわけでございます。これは、企画財政課長のこの間の答弁によりますと、予備費と18年度の決算によって、繰出額を見たら8億程度の事業ができるというようなお話があったわけでありますが、これが星町長の心遣いで新町長が独自の政策を行うための投資的経費分であると配慮した結果であると、私は思うのでございます。

そのため、土木費においては、下水道事業特別会計の繰出金と公園施設管理委託料以外は投

資的経費は計上されておりませんが、全般的に見れば住民バス委託料 2,358万円、市町村合併振興基金 4億 8,239万円、民生費でも町民の福祉に必要な各施策に対して、各種会計の繰出金がすさまじい金額になっているわけであります。

そのほか施設訓練費支援給付費 1億 528万円、児童手当 1億 9,290万円、農林商工費など産業振興においても土づくりセンター整備事業 1億 4,837万円、各種イベント助成に 1,583万円、さらに教育費においても広原小学校のプール建設 2億 1,680万円や外国語教育充実事業 2,473万円など、継続事業を中心に遺漏なく予算を計上いたしているのであります。各種特別会計においても同様に必要な経費を計上いたしているのであります。

この地域の念願であった合併をなし遂げ、決して焦ることなく、安全・安心を基本として、地に足のついたまちづくりを一步一步進めながら、加美町の初代町長として行った最後の予算編成に対し、心から敬意を表し、賛成意見とするものでございます。議員各位の賛同を切にお願いして終わります。

議長（米澤秋男君） 次に、原案に反対者の討論を許可します。ございませんか。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。賛成討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号平成19年度加美町一般会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成19年度加美町老人保健特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成19年度加美町介護保険特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号平成19年度加美町介護サービス事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成19年度加美郡介護認定審査会特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第50号平成19年度加美町霊園事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号平成19年度加美町営駐車場事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号平成19年度加美町下水道事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第53号平成19年度加美町浄化槽事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号平成19年度加美町水道事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長（米澤秋男君） 日程第14、議発第2号加美町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。米木正二君、御登壇願います。

〔2番 米木正二君 登壇〕

2番（米木正二君） 議発第2号加美町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第109条、第109条の2及び110条の改正に伴いまして、閉会中の常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任及び辞任に関する規定を新しく設けるものでございます。

なお、この件につきましては、2月9日に開催をいたしました全員協議会で説明してございますので、よろしく御承認くださるようお願い申し上げます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号加美町議会委員会条例の一部を改正する条例についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議発第2号加美町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第15 議発第3号 加美町議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（米澤秋男君） 日程第15、議発第3号加美町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。米木正二君、御登壇願います。

〔2番 米木正二君 登壇〕

2番（米木正二君） 議発第3号加美町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第109条の改正によりまして、委員会も議案を提出できることになったことから、委員会の議案提出の手續などについて規則を整備するものであります。

なお、この件につきましても、2月9日に開催した全員協議会で説明してございますので、よろしく御承認くださるようお願い申し上げます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号加美町議会会議規則の一部を改正する規則についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議発第3号加美町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第16 議発第4号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求め
る意見書の提出について

議長（米澤秋男君） 日程第16、議発第4号医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

事務局長（澤口 信君） それでは議発第4号の朗読をさせていただきます。

議発第4号

医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成19年3月9日

提出者	加美町議会議員	近藤義次
賛成者	同	工藤清悦
	同	吉岡博道
	同	沼田雄哉
	同	一條寛

おめくりいただきたいと思っております。

医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書（案）でございます。

近年、全国的に、特に小児科や産婦人科などにおける医師不足が深刻な問題となっている。地域住民が安心して生活するためには、救急医療や産婦人科・小児科医療など必要な医療サービスがいつでも利用できることが重要であり、こうした医師不足問題の解消は喫緊の課題である。

このような医師不足は、1)平成16年4月から実施されている臨床研修制度により大学医局の医師派遣機能が低下し、地域の医療機関からの医師の引き揚げが生じていること、2)公的病院等での医師の過酷な勤務状態、地域の医療機関の経営状況の悪化などが生じていること、3)女性医師の増加に対応する仕事と子育ての両立支援策が十分に講じられていないことなど様々な原因が複合的に作用して生じている。

国においては、医師不足の解消に向け、医師機関の集約化や、魅力ある研修病院の整備、病院間連携体制の整備、小児救急での電話相談窓口の整備など様々な努力を進めているが、安心できる地域医療体制の整備に向けて引き続き積極的な取り組みを進める必要がある。また医師不足のみでなく、看護師や助産師の不足も同様に近年重要な課題となっている。

以上のことから、政府においては、医師不足を解消し、安心できる地域医療体制を確保できるよう下記の事項について要望する。

記

1. 地域医療の再構築に向けて総合的なビジョンを早急に策定すること。
2. 救急医療体制の整備・維持、周産期医療体制の整備・維持のための支援策の拡充を図ること。
3. 小児科医療などの医師不足が指摘される科目の診療報酬の抜本的な見直しを図ること。
4. 公的病院の診療体制の強化を図るため集約化への取り組みの支援策を拡充すること。また中核病院と地域医療機関の連携を強化するための対策を講じること。
5. 臨床研修制度のあり方について検討を行い、前期・後期臨床研修において、地域医療への従事が適切に確保できるよう取り組みを進めること。
6. 医科系大学の定員における地域枠の拡大を図るとともに、奨学金制度の充実など地元への定着を進めるための施策の充実を図ること。
7. 院内保育の確保や女性医師バンクの充実など女性医師の仕事と生活の両立を図るための支援策を充実すること。
8. 看護師、助産師の不足に対して積極的な対策を講じること。

裏面であります。

9. 小児救急の電話相談事業の充実のための対策を講じること。
 10. 出産・分娩に係る無過失補償制度の早期の創設を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月9日

宮城県加美町議会議長 米澤秋男

衆議院議長 河野洋平
参議院議長 扇千景
内閣総理大臣 安倍晋三
厚生労働大臣 柳澤伯夫
総務大臣 菅義偉
文部科学大臣 伊吹文明

以上であります。

議長（米澤秋男君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。近藤義次君、御登壇願います。

〔12番 近藤義次君 登壇〕

12番（近藤義次君） 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書。

説明につきましては、ただいま事務局長が読み上げたとおりでありまして、連日皆様、新聞で御承知のとおりであります。しかし、我が町内を見ると、病院が割合さういふ点では他町村から比べれば恵まれているわけであります。色麻病院があり、小野田にあり、宮崎にあり、そのほか中新田に6件医者があるわけです。

そして今度11月に警察署の前に整形外科が誕生いたします。今、ようやく整備して始まるからというようなお話を聞いておりますので、さういふ点では産科以外は一通り医者がそろったという形にはなっておりますけれども、今の医療体制の中で、やはり心臓なり、胃の手術にしても専門的な技術を要するような状態になってきているわけです。大崎市を中核病院として、古川には100人近い医者がおって、そのほかに研修生が内科17人、外科の研修生が17人と34人も医者になるために勉強している方がいると。そのほかに大崎市においては、看護学校があつて、ことしも100人卒業するそうではありますが、全国各地200カ所の病院から応募があるそうであります。もうそこらこちらから引く手あまたで、地元に着させることが大変だということ非常に悩んでいるのが医療界の現状であります。特に、産婦人科の問題については、皆さんも新聞で御承知のとおり、何かあればすぐ裁判に訴えらるというようなことで、なかなか

り手がないということで大変婦人の方には悩みの尽きないこととございます。

そういう意味を踏まえて、何といたしても人間として一番大事なことは生命であります。財産はその次であります。何といたしても医療整備を充実してもらって、健康な形で働くこと、そしてそれが家庭の平和につながるわけありますから、どうかこの趣旨に皆様御賛同していただいて、意見書が提出できますことをお願い申し上げまして、説明にかえます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第4号医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議発第4号医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに決しました。

日程第17 議発第5号 日豪EPA（経済連携協定）交渉に関する意見書の提出について

議長（米澤秋男君） 次に、日程第17、議発第5号日豪EPA（経済連携協定）交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

事務局長（澤口 信君） それでは議発第5号を朗読をいたします。

議発第5号

日豪EPA（経済連携協定）交渉に関する意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成19年3月9日

提出者 加美町議会議員 佐藤 善一
賛成者 同 星 義之佑

同	佐藤正憲
同	米木正二
同	三浦英典
同	高橋源吉

次ページをお願いします。

日豪EPA（経済連携協定）交渉に関する意見書（案）

わが国政府は、昨年12月12日の日豪首脳電話会談において、EPA（経済連携協定）交渉の開始に合意しました。

現在、わが国と豪州の貿易では、わが国の農産物輸入に占める米・麦・牛肉・乳製品等の重要品目の割合が高く、EPA交渉の進展いかんでは、わが国農業と国民食料に甚大な影響を及ぼし、食料自給率や農業関連産業・地域経済にも計り知れない打撃を与えます。

また、わが国は、WTO農業交渉において、重要品目の例外扱いや食料の安全保障を含む農業の多面的機能の重要性を主張しており、例外なき自由化を主張する豪州とのEPA交渉においても、これまでのわが国の主張を断固堅持することが重要であります。

一方、昨年末に内閣府が行った「食料の供給に関する特別世論調査」では、7割を超える方が現在の食料自給率は「低い」と認識しており、8割近い方が将来の食料供給に「不安」を感じています。

このような状況のなか、先般は衆・参議院農林水産委員会等において、日豪EPA交渉における政府の毅然とした対応を求める趣旨の決議が採択されました。

よって、国会及び政府におかれましては、この交渉における下記事項の確保に向け、断固とした措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

（１）重要品目に対する例外措置の確保

わが国農業は、戦後農政の大転換を決定し、平成19年度からの実施に向けて、担い手育成や構造改革の取組みに懸命に努力しているところである。

このような中で、わが国にとって、米・麦・牛肉・乳製品等の重要品目の関税撤廃を行うことは、農業者の改革への努力を無にし、食料自給率の向上どころか、わが国農業を崩壊させることにつながるものであることから、本交渉においてこれらの品目を除外する等の例外措置を確保すること。

（２）WTO農業交渉に対するわが国の主張に基づいた対応の確保

これまでわが国は、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取り扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けている。

このため、豪州とのEPA交渉において、WTO農業交渉における従来の主張から譲歩すれば、これまで一致団結して闘ってきたG10各国への背信行為となるとともに、これまでの交渉の努力が水泡に帰すこととなる。

また、米国やカナダを含むその他の国々からも同様の措置を求められることにつながりかねないことから、WTO農業交渉における主張に基づいた整合性のある適切な内容が確保されるよう交渉すること。

(3) 交渉いかんによっては交渉を中断する等の厳しい判断を持って交渉に臨むこと

豪州とのEPA交渉に当たっては、期限を定めず粘り強く交渉するとともに、豪州側がわが国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年3月9日

宮城県加美町議会議長 米澤秋男

衆議院議長	河野洋平
参議院議長	扇千景
内閣総理大臣	安倍晋三
内閣官房長官	塩崎恭久
外務大臣	麻生太郎
財務大臣	尾身幸次
農林水産大臣	松岡利勝
経済産業大臣	甘利明

あて

以上であります。

議長（米澤秋男君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。佐藤善一君、御登壇願います。

〔11番 佐藤善一君 登壇〕

11番（佐藤善一君） 私と外5名の議員が発議者となりまして提出しております日豪EPA交渉に関する意見書につきまして、私の方から提案の趣旨説明を申し上げ、各位の御賛同を願う

ものであります。

ただいま事務局長より意見書（案）の朗読説明がありましたように、現在加美町、そして日本全国におきましても農業生産のコスト削減や担い手育成といった構造改革に取り組みながら、国内の自給率を幾らかでも向上しようとして全力を挙げて取り組んでいるところであります。

そういった中、安易に自由貿易協定を締結するようなことになれば、今回のオーストラリアだけでなく、今後は他のアメリカあるいはカナダといった輸出農産物大国からも同じ条件を突きつけられることは必至の状況にあります。これは農業だけでなく、これに関係する産業、地域経済社会にとりましても大変大きな影響を与えるものでありまして、日本国土の安全保障問題にもなりかねない状況になるかと思えます。

現在の農業新聞、あるいはその他の新聞によりますと、EPAの初回交渉が今回4月の統一地方選後に先送りする案も浮上しておりますことからして、このことは早急に意見書を提出すべきものと判断した次第であります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます、趣旨説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第5号日豪EPA（経済連携協定）交渉に関する意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議発第5号日豪EPA（経済連携協定）交渉に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに決しました。